

名古屋市告示第566号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項及び第51条の25第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和7年11月21日

名古屋市長 広沢一郎

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
株式会社伸和 愛知県北名古屋市 石橋郷 211番地	相談支援事業所 てらす	一般相談支援 特定相談支援	2331300224	令和7年 7月31日
	名古屋市中川区開平町 1丁目35番地	障害児相談支援	2371300233	
一般社団法人あまなば 名古屋市昭和区阿由知通 5丁目14番地	相談支援あまなば 名古屋市昭和区阿由知通 5丁目14番地	一般相談支援 特定相談支援	2336200155	令和7年 7月31日
		障害児相談支援	2376200156	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課